

農林省設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

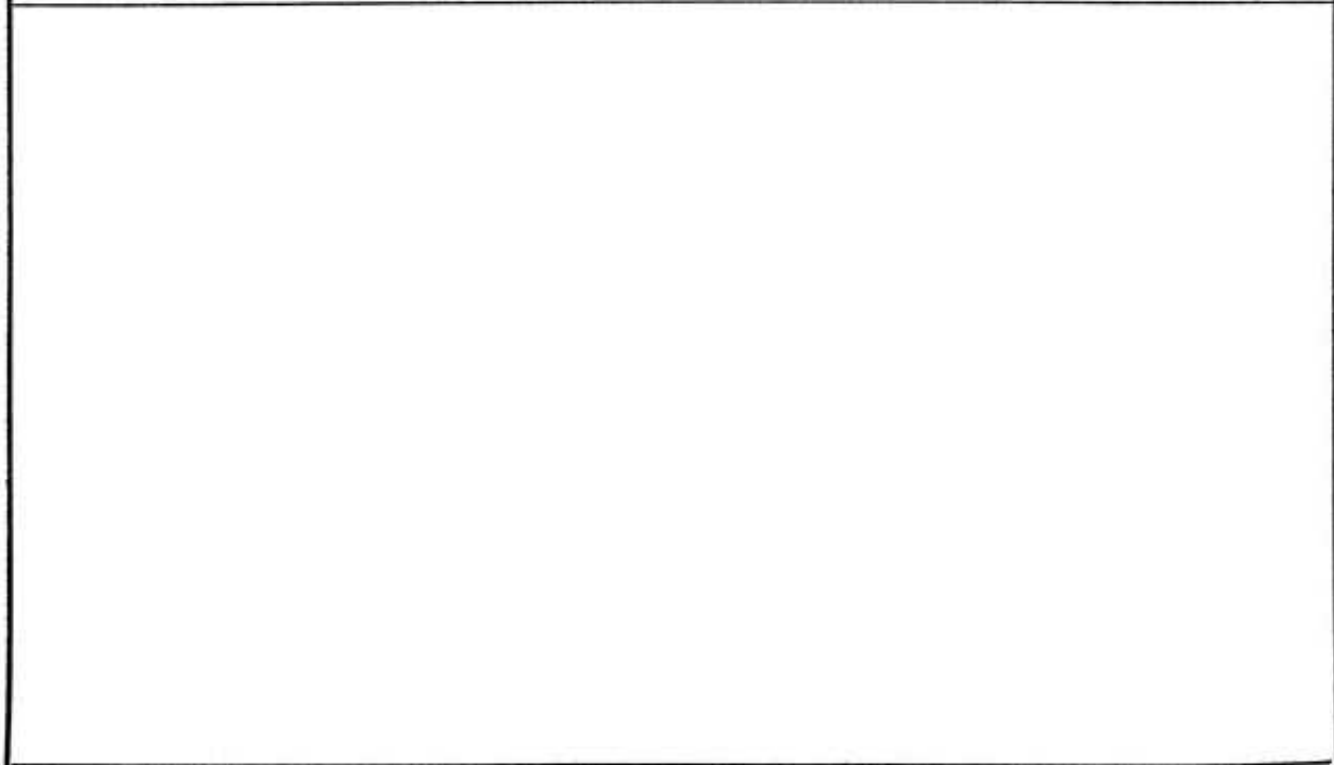
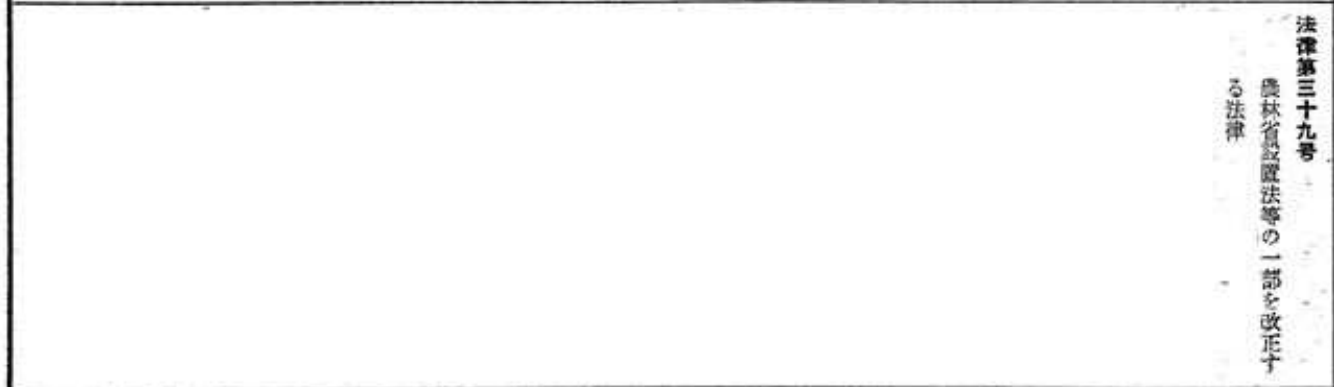
御名 御璽

昭和二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

官

法律第三十九号
農林省設置法等の一部を改正する法律



附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
(植物防疫法の一部改正)
- 2 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第六條第四項、第八條第一項、第十四項及び第六項並びに第十條第二項中「動植物検疫所」を「植物検疫所」に改める。
(植物防疫法の一部を改正する法律の一部改正)
- 3 植物防疫法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。
『第六條、第八條及び第十條中「動植物検疫所」を「農林省防疫所」に改める。』を削る。
附則中第二項及び第四項を削り、第三項を第二項とする。
(家畜伝染病予防法の一部改正)

農林大臣 広川 弘澤
内閣総理大臣 吉田 茂